



令和7年4月号

この号の内容

ページ1～5

マイナンバーカードを活用した救急実証事業（マイナ救急）にご協力をお願いします



あぶくま消防本部
警防課だより
【広報誌】

マイナンバーカードを活用した 実証事業にご協力をお願いいたします

○概要

総務省消防庁において、救急現場で活動する救急隊が搬送先医療機関の選定を行う際に、病院で使用実績のある傷病者のマイナンバーカードを活用して、医療機関の選定に必要な傷病者情報を入手することにより、救急業務の迅速や円滑化を図ることを目的とした実証事業を実施しており、令和7年度全国の消防本部でも実証事業に参加することになりました。（実証時期は未定）

実証事業について

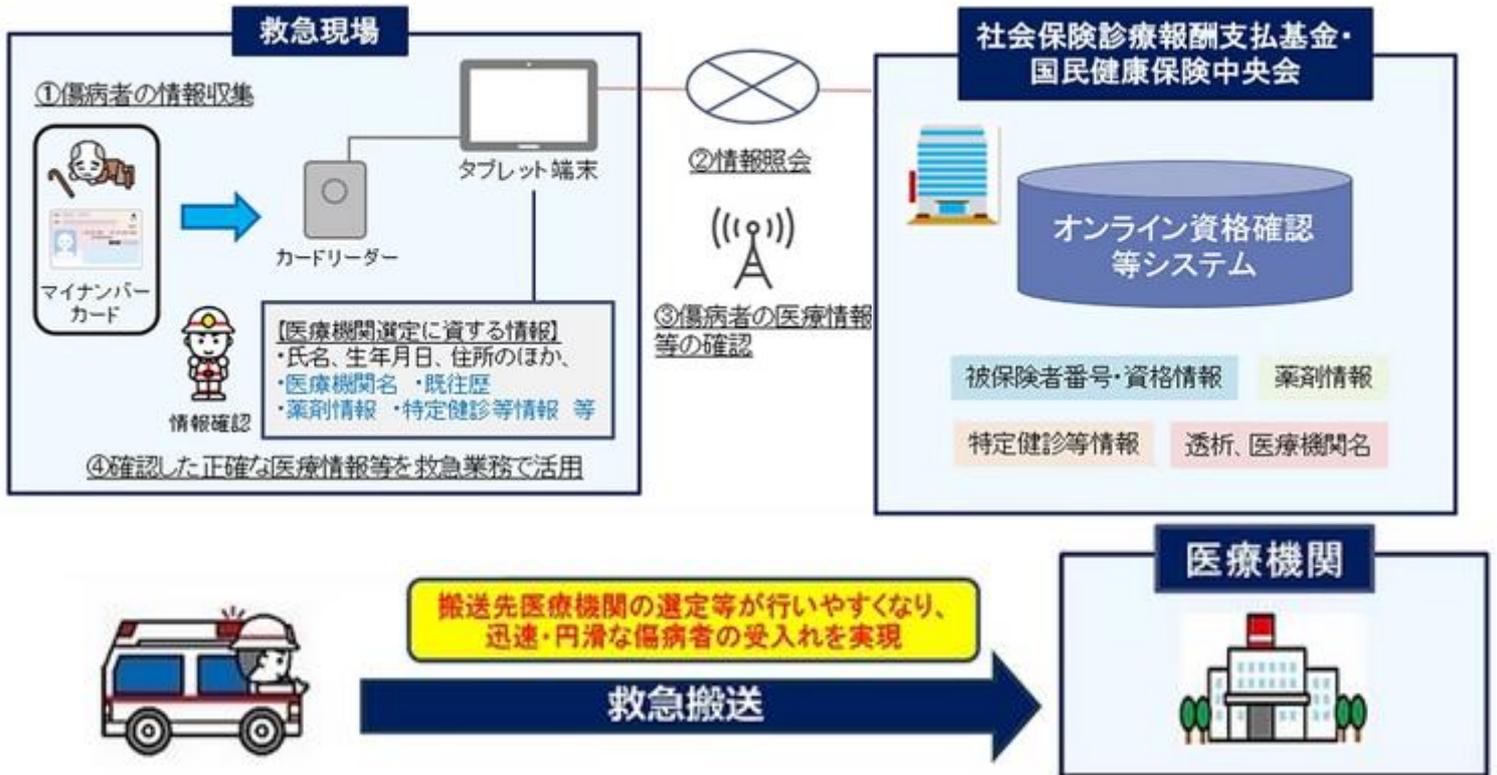
119番通報で駆けつけた救急隊員は、搬送されるご本人のお名前や生年月日等の基本的な情報のほか、かかりつけの病院やこれまで服用しているお薬などの様々な情報の聞き取りを行います。

これらの情報は、搬送する病院の決定や救急車内での応急処置、病院到着後にすぐに治療を始めるための準備などに役立てられており、ご本人の命を守るために欠かせない情報です。

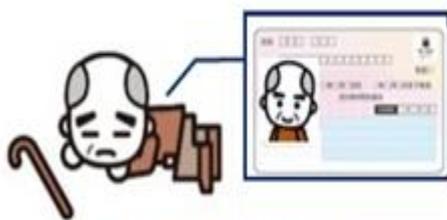
一方で、病気や怪我で苦しむご本人や、気が動転しているご家族の方から、これらの情報を正確にお伝えいただくことは、場合によっては困難なこともあります。

この実証事業では、マイナンバーカードを活用することにより、ご本人や付き添われるご家族の方のご負担を軽くするとともに、救急隊が診療や薬剤などの情報を確認し、病院と連携することにより、救急業務の更なる迅速化などにどのように役立つかを令和9年度の本格運用に向けて検証します。

事業のイメージ



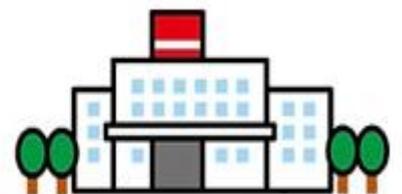
マイナンバーカードを活用することで期待されるメリット



傷病者本人の情報を
正確に伝えられる



病院の選定や
搬送中の応急処置
を適切に行える



搬送先病院で
治療の事前準備
ができる

- ① 傷病者の病歴や内服薬等を救急隊に正確に伝えることが可能
- ② 円滑な搬送先病院の選定や適切な応急処置が可能
- ③ 搬送先病院で治療の事前準備が可能となる。

実証事業にご協力いただくために必要な準備



マイナンバーカード



健康保険証利用登録

注) マイナンバーカードを所有し、かつ、健康保険証の利用登録を完了している必要があります。

本実証事業の効果を高めるためには、住民の皆様には、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録し、普段からマイナンバーカードを携帯していただくことが必要です。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にマイナンバーカードを取得いただき、健康保険証としての利用登録をお願いいたします。

マイナンバーカードの利用登録は、マイナポータルでできます。

救急現場でご協力いただきたいこと

マイナンバーカードを
救急隊へ渡す



救急隊が医療情報を見ることがについて
口頭にて同意していただく



マイナ救急の活用事例

○救急現場にいた関係者が高齢の夫婦のみだった事例(円滑な病院選定に繋がったケース)

年齢・性別:90歳代 男性

通報内容:傷病者の妻から、自宅で夫がうつ伏せで動けない。

救急隊到着時の現場の状況:傷病者は、うつ伏せ状態のまま動けず、意思の疎通が困難な状態であり、また、通報した妻も、傷病者の病歴や飲んでいるお薬を把握していない状況。

救急隊の活動内容:自宅にあった傷病者のマイナ保険証から、傷病者の通院履歴や薬剤情報を閲覧し、これらの医療情報に基づき円滑に搬送先を選定し、これらの医療情報を病院へ伝達した。

<マイナ救急の有用性>

高齢の夫婦のみで情報把握が困難な事案であったが、マイナ救急を実施することにより、救急隊が正確な情報を把握し、搬送先病院を円滑に選定することができた。

○実家に帰省中で、お薬手帳を所持していなかった事例(円滑な病院選定に繋がったケース)

年齢・性別:50歳代 女性

通報内容:帰省先の実家において、食事中に意識を失い、椅子から床に倒れこんでしまった。

救急隊到着時の現場の状況:傷病者は精神疾患で薬が処方されていたが、帰省中であったためお薬手帳を所持しておらず、飲んでいる薬が分からない状況。

救急隊の活動内容:傷病者が所持していたマイナ保険証から薬剤情報を確認し、これらの医療情報に基づき円滑に搬送先を選定し、これらの医療情報を病院へ伝達した。

<マイナ救急の有用性>

お薬手帳を所持しておらず、薬剤情報不明のため、搬送先医療機関の調整が難航するおそれがあったが、マイナ救急を実施することにより、薬剤情報を確認することができたため、搬送先は初診の医療機関ではあったが、円滑に搬送先医療機関を選定することができた。

○苦しさのため傷病者の説明が不明確だった事例(かかりつけ医療機関への搬送に繋がったケース)

年齢・性別:60歳代 男性

通報内容:身体全身のだるさがあり、息苦しさが治まらない。

救急隊到着時の現場の状況:傷病者の話にまとまりがなく、詳しい症状を聞くことができなかった。かかりつけ医療機関の記憶もあいまいで、具体的な病歴も本人は覚えていなかった。

救急隊の活動内容:本人からマイナ保険証の提示があり、マイナ救急により、かかりつけ病院と薬剤情報を閲覧。薬剤情報から慢性腎不全ということが判明し、かかりつけ病院に連絡し、搬送した。

<マイナ救急の有用性>

傷病者が苦しみにより救急隊に口頭で説明できない状況においても、マイナ救急を実施することにより、かかりつけ病院や薬剤情報を確認することができ、円滑にかかりつけの医療機関へ搬送することができた。

よくある質問

マイナンバーカードが手元にない場合は、どうなるのでしょうか？

本実証事業はマイナンバーカードを利用することにより、救急業務の更なる迅速化などに役立つかを検証することを目的としております。マイナンバーカードをお持ちでない場合には、通常通り、救急隊員による聞き取りや、病院への搬送などを実施いたします。

マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？

キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫です。ただし、失くさないように注意してください。万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能で、24時間365日対応しています。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

マイナンバーカードを見られて悪用されることはありませんか？

マイナンバーを見られても、他人はあなたになりすまして手続きをすることはできません。マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真付きの本人確認が必要なので、悪用は困難となっております。

消防庁にて、ショートムービー「あなたの命を守るマイナ救急」を作成されておりますので、ぜひともご覧ください。

【YouTube URL】

<https://youtu.be/m2lvbyoA8kA>

【X（旧 Twitter）総務省消防庁アカウント URL】

https://x.com/fdma_japan/status/1892759351510601847?s=46&t=PuaXXSI1Px1t5Jg2mipPiA



YouTube URL (QR コード版)



マイナ救急広報動画 サムネイル画像